

●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年9月9日

香川県監査委員 林 勲  
同 鍋 嶋 明 人  
同 山 田 正 芳  
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県立ミュージアム	平成26年4月18日
水資源対策課	平成26年6月2日
情報政策課	〃
県産品振興課	〃
統計調査課	平成26年6月5日
文化振興課	〃
自治振興課	〃
選挙管理委員会事務局	〃
交通政策課	平成26年6月6日
東京事務所	平成26年6月26日
政策課	平成26年7月18日
予算課	〃
小豆総合事務所	平成26年7月28日
漆芸研究所	平成26年8月29日
東山魁夷せとうち美術館	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

事務事業の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 県主催のイベントの出展料について、私人には徴収又は収納の事務を委託できないにもかかわらず、当該イベント運営等業務受託者に徴収させていた。（県産品振興課）

(イ) 証紙収納簿に記載された収納年月日と証紙の消印日が一致していないものがあつた。（小豆総合事務所）

イ 旅費事務について

前年度に指導したにもかかわらず、県外出張の旅費が帰着日から4か月経過するまで支払われていないものがあった。(文化振興課)

ウ 手当の支給について

前年度に指導したにもかかわらず、超過勤務手当の支給漏れがあった。(小豆総合事務所)

エ 契約事務について

(ア) 業務委託契約の予定価格調書の作成年月日が見積書提出日よりも後であり、さらに契約日よりも後になっているものがあった。(県産品振興課)

(イ) 消防設備点検業務委託について、提出された見積書の内容を十分に確認しないまま契約を締結していた。(東京事務所)

(ウ) 長期継続契約について、予定価格を契約期間全体の金額の総額ではなく、単年度分の金額で定めているものがあった。また、契約締結の起案文書ではなく、初年度の執行伺書により、3年間の業務委託契約書を作成していた。(東山魁夷せとうち美術館)

オ 財産について

前年度に指導したにもかかわらず、外郭団体の基本財産の処分について、県への書面による事前協議が行われていないものがあった。(文化振興課)

カ 自主検査について

県に事務局を置く任意団体等での会計事務を県が行うものについて、所属長による自主検査ができていない団体があった。(文化振興課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし